

佐世保市監査委員公表第3号

定期監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、定期監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和7年2月12日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔
佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦
佐世保市監査委員 井上 友子



教育委員会事務局及び教育機関 分

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 教育委員会
事務局

教育総務部 総務課、教育施設課、社会教育課、文化財課、
新しい学校推進室

学校教育部 学校教育課、学校保健課、総合教育センター課
スマート・スクール SASEBO 推進室

教育機関 教育センター、青少年教育センター、少年科学
館、学校給食センター、
小学校（山手、清水、春日、大久保、金比良、
赤崎、船越）
中学校（清水、光海、愛宕、柚木）

3 監査の期間 令和 6 年 10 月 24 日（木）～令和 7 年 1 月 21 日（火）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和 6 年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われている
か関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により
実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、支出事務、契約事務、財産管
理事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。その事項を除き、重要
な点において、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われていた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 雑入(写しの交付に要する費用)において計数誤りにより誤徴収となっているものがあった。
(教育施設課)
- ② 宇久町風力開発に伴う埋蔵文化財発掘調査等負担金において、地方自治法施行令第154条第3項で「…納入の通知は、…納期限…を記載した納入通知書でこれをしなければならない。」と規定されているにもかかわらず、納期限を記載することなく納入の通知を行っていた。
(文化財課)
- ③ 教育財産目的外使用料において、佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第2条第1項で「市長は、税外諸収入金を納期限…までに納付しない者に対しては、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものがあった。
(文化財課)
- ④ 市有財産一時貸付貸借料において、佐世保市財務規則第268条の2第1項で「令第171条の規定による督促は、納期限後20日以内に文書を発して行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものがあった。
(学校保健課)

雑入の誤徴収及び督促状未発送の件については、前回は発見した不備事項であり、再発防止策が不十分と言わざるを得ない。より実効性のある再発防止策を確実に講じたうえで、適正な事務処理を行うよう徹底されたい。

2. 支出事務

- ① 時間外勤務手当が誤支給となっているものがあった。
(学校教育課)
- ② 旅費(概算払)において、佐世保市財務規則第118条第2項で「概算払を受けた者は、その要件終了後7日以内に精算書により…会計管理者に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、精算が遅れているものがあった。
(学校教育課)

時間外手当の誤支給については、前回は発見した不備事項である。組織的なチェック機能を強化し、適正な事務処理を行うよう徹底されたい。

3. 契約事務

① わたしたちの佐世保市デジタルブック業務委託契約において

ア 佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第4条第6項で「指名競争入札等において、…契約の目的・内容により業務を委託することのできる名簿登録者又は資格者がいない場合に限り、名簿又は資格者に登録されていない者（以下この項において「登録外業者」という。）を指名することができる。この場合において、業務委託の発注課は、当該登録外業者の指名に関し契約課が行う名簿登録審査と同等の審査を行わなければならない。…」と規定されているにもかかわらず、登録外業者について名簿登録審査と同等の審査を行っていなかった。

（学校教育課）

イ 佐世保市財務規則第144条第3号に規定する契約保証金の免除の要件に該当しないにもかかわらず、契約保証金を免除していた。

（学校教育課）

規則等を再認識し、適正な事務処理を行われたい。

4. 財産管理事務

① 寄附に係る受入れにおいて、佐世保市事務処理規程第5条で「負担条件の伴わない見積価格200万円以上の寄附の受入れに関すること。」は、市長決裁事項と規定されているにもかかわらず、市長の決裁を受けていないものがあつた。

（総務課）

② 教育財産目的外使用許可において、佐世保市事務処理規程第7条第4号（佐世保市教育委員会事務局処務規程第7条の2で準用）で「公用財産若しくは公共用財産又は公の施設の目的外使用許可等に関すること。」は部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていないものがあつた。

（社会教育課）

③ 公印において

ア 佐世保市教育委員会公印規則に規定する公印を廃棄後に改刻していなかった。

(総務課)

イ 佐世保市物品会計規則第 21 条第 2 項で「物品管理者は、…所管に属する物品を処分しようとするときは、物品処分書により出納員を経てこれを行わなければならない。」、同規則第 22 条第 1 項で「物品管理者は、…備品を取得、所管替、組替及び処分したときは、契約課長に報告しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、処分に必要な手続きを行っていなかった。

(総務課)

ウ 佐世保市物品会計規則第 25 条第 2 項で「…備品台帳は、備品管理システムにより次の備品について作成しなければならない。…(2) 第 10 条第 2 項に規定する公印」と規定されているにもかかわらず、備品台帳を作成していなかった。

(総務課)

- ④ 備品において、佐世保市物品会計規則第 23 条第 1 項で「物品管理者は、…注意をもって管理しなければならない。」、同条第 2 項で「物品管理者は、…その用途、使用状況等を随時に点検しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、現品と備品台帳が照合できず適切な管理及び点検をしていないものがあった。

(学校教育課)

- ⑤ 備品において、佐世保市物品会計規則第 26 条第 1 項で「出納員は、所管に属する備品については備品ラベルを貼付してこれを管理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、備品ラベルを貼付していないものがあった。

(学校保健課)

杜撰な事務処理が見られている。

規則等を再認識し、適正な事務処理を行われたい。